

北九州市指定管理者制度の見直し

—競争原理を高め、参入を促し、価値向上へ—

1 事業者が応募しやすい仕組み（競争性の確保）

指定管理業務への参入を希望する事業者が応募しやすい仕組みとすることで、適切な競争性を確保し、より効果的・効率的に施設の設置目的を達成できる事業者を選定する。

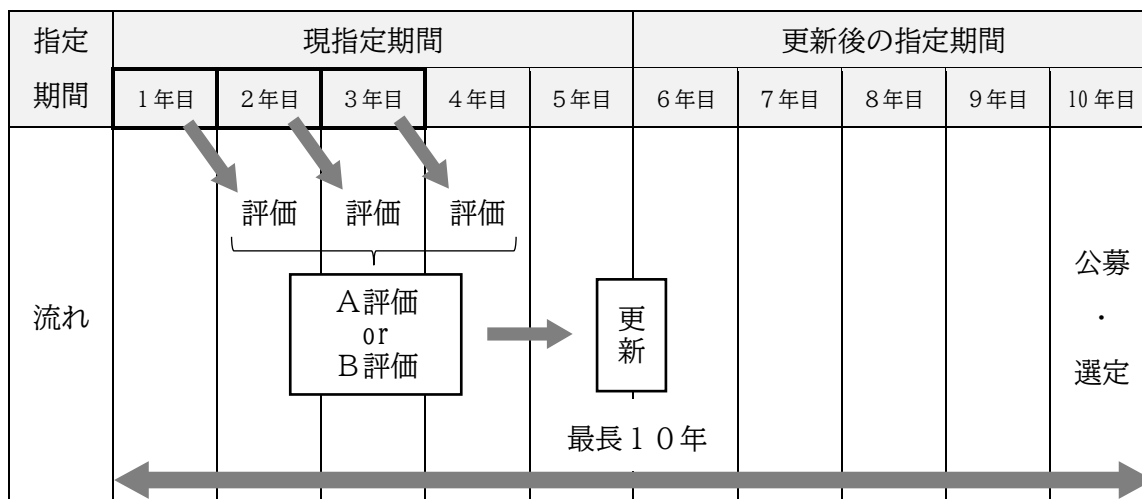
（1）指定期間の長期化＜更新制の導入＞

市民サービス向上を積極的に図る事業者に対するインセンティブとして、実績評価の結果がB評価以上の事業者で、管理運営の継続を希望する者について、議会の議決を経た上で、1期に限り指定の更新（+5年間）を認める。

なお、更新議案を提出する際は、公募という手続きによることなく指定管理者を選定するという点を考慮して「更新に足るだけの優れた実績を上げた」根拠となる詳細な評価資料を合わせて公表する。

また、管理運営を任せる事業者が特定される条件付き公募の施設については、より厳密なマネジメントを行う必要があることから更新制の対象外とする。

（更新制のイメージ）



実施時期 R6年度の指定管理者公募から適用（現行指定管理者においては適用外）
 ※新たな評価の仕組みは、令和6年度の選定時までには検討し公募時に明示

(2) 指定管理料上限額の算定ルールを整備

指定管理料上限額の算定において、人件費や一般管理費の積算について、統一的な考え方を設けることで、これまで運営実績を基礎とした上限額算定を見直す。

また、これまで、公募時の募集要項には指定管理料上限額のみを示していたが、合わせて経費総額を明示することで全体の事業規模を明らかにし、指定管理料上限額以外にコスト算定に必要な情報の積極的な情報提供を行う。

(統一的な考え方のイメージ)

費目	算定方法
人件費	・原則、「施設管理に従事する職員の必要見込数」×「職員給与」 ・職員給与は、会計年度任用職員の給与基準を参考とする
一般管理費※	・直接経費（人件費）に○%を乗じた額とする ・ただし、特殊要因等がある場合は、それを考慮のうえ乗率を決定する

※指定管理業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費（本社機能の維持に係る経費など）

(募集要項での記載イメージ)

管理運営経費（事業規模）○○○千円 = 利用料金収入（見込み）○○○千円 + 指定管理料（上限額）○○○千円

実施時期 R6年度の指定管理者公募から適用

(3) リスク分担の見直し

施設の老朽化状況に伴い、予測を立て難く変動要素が大きい修繕費を実績払いとし、市が必要な予算を確保し、適切な老朽化対応を行うもの。

また、昨今の急激な物価変動の状況を鑑み、著しい物価変動に関するリスク分担を設け、通常想定し得る範囲を超えた場合の対応を明確化する。

(リスク分担の変更イメージ)

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模なもの	○*	
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	

※修繕費は、実績払い（概算払いにより精算を行う経費）とし、指定管理者はその経費の中で対応を行う

(リスク分担の変更イメージ)

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
運営費の上昇	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
運営費の上昇	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
	著しい物価の変動に伴う経費の増加	両者の協議	

実施時期 R6年度の指定管理者公募から適用（現行指定管理者においては適用外）

(4) 選定時に社会的価値を新たに評価

指定管理者の選定時に、事業者からの提案内容の社会的価値（社会貢献・地域貢献）を評価する項目を新設し、豊富なノウハウを持っている企業の参入促進を図る。

また、優秀実績に対するインセンティブを、指定期間の1期更新とすることから、優秀指定管理者に対する選定時における加点は廃止する。

(選定時の審査項目の変更イメージ)

審査項目		配点	割合
1 指定管理者としての適正		15	13.6%
2 効率性の向上等に関する取組み		85	77.3%
【有効性】		40	36.4%
【効率性】		25	22.7%
【適正性】		20	18.2%
(1)管理運営体制など		10	9.1%
(2)平等利用、安全対策、危機管理体制など		10	9.1%
計		100	90.9%
地元団体 加点	市内5点/準市内3点	5	4.5%
優秀実績 加点	90点~100点 5点/80~89点 3点	5	4.5%
合計		110	100%

審査項目		配点	割合
1 指定管理者としての適正		15	13.0%
2 効率性の向上等に関する取組み		95	73.9%
【有効性】		40	34.8%
【効率性】		25	21.7%
【適正性】		20	17.4%
(1)管理運営体制など		10	8.7%
(2)平等利用、安全対策、危機管理体制など		10	8.7%
(3)社会貢献・地域貢献など		10	8.7%
計		110	95.7%
地元団体 加点	市内5点/準市内3点	5	4.3%
優秀実績 加点	—	—	—
合計		115	100%

<社会貢献の審査ポイント（例）>

- ・高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
- ・労働環境の向上への取組みが考えられているか。
- ・SDGsの達成や環境への配慮に関する取組みが考えられているか。

<地域貢献の審査ポイント（例）>

- ・地域活動や地域交流などの取組みが考えられているか。
- ・地域団体や市内事業者などと連携した取組みが考えられているか。
- ・市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

実施時期

①社会的価値の評価 : R6年度の指定管理者公募から適用

②優秀実績加点の廃止 : R6年度の指定管理者公募から適用

※既存の指定管理施設における次期指定管理者の選定までは
加点継続

2 施設のポテンシャルの最大化（潜在能力の開花）

行政の柔軟な対応で民間事業者のノウハウをさらに引き出すことにより、施設の持つ価値を顕在化させ、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していく。

（5）「仕様発注」ではなく「性能発注」を徹底

民間ノウハウが十分に発揮されるよう性能発注※を徹底することなどを明記し、また、性能発注に適した募集要項等の様式を改定するとともに、募集要項において、業務実施条件を柔軟に設定することにより、事業者のきめ細やかな提案を促す。

〔※発注者が受注者に求める業務要求水準を明示した上で、その要求水準を満たすための具体的な手法を提案に委ねる発注方式のこと〕

（仕様発注と性能発注のイメージ）

分類	概要	具体例（受付業務）
仕様発注	発注者は業務に関する仕様を詳細に規定し、受注者は規定された仕様を忠実に実行する方式。	開館中は、受付窓口で常時2名以上を配置すること。
性能発注	発注者は業務に関して必要な性能（満たすべき要件やサービス水準）を示し、受注者はそれを達成するため、受注者の裁量（創意工夫やノウハウ）により業務を行う方式。	開館中は、常時受付可能な体制を整えること。

実施時期 R6年度の指定管理者公募から適用

（6）公募前に事業者とコミュニケーション機会を確保

サービスの質の向上や効率化を一層図るため、公募前に現行指定管理者に留まらず、公募への参加が期待される事業者と意見交換を行い、これらにより得られた意見を踏まえ、民間ノウハウが十分に発揮されるよう仕様や条件の見直しを積極的に検討する。

また、公募前の段階から民間事業者と意見交換を行うことで、公募参加についての検討を進めてもらい、より幅広い事業者の参入や企画提案が期待される。

実施時期 R6年度の指定管理者公募から適用

(7) 指定管理者の自主事業への挑戦を応援

指定管理者が、新たな自主事業を実施検討するにあたり、集客性や採算性等を確認するための暫定的な施設利用を認める「トライアル事業制度」を創設する。

(トライアル事業制度)

対象	新たに実施を検討する自主事業
内容	施設の使用料(目的外を含む)を全額免除する(※使用申請は必要)
条件	<ul style="list-style-type: none">・トライアル実施の期間は、原則として最長1か月とする・通常の自主事業の実施と同様、事前に市の承認を得る必要がある・正式に事業実施する場合は、別途、事前に市の承認を得る必要がある・同一事業のトライアル実施は、指定期間中1度のみとする ※異なる内容の事業や異なる指定期間での実施の場合は、トライアル実施可能

実施時期 準備が整い次第速やかに適用(現行指定管理者も対象とする)

(8) 民間提案の実現や、新規参入を支援する相談体制の構築

公民連携窓口(令和6年度開設予定)に新たに「(仮称)指定管理者制度よろず受付コーナー」を設置し、市民サービスの向上が期待される提案の実現に向けた検討や事業者と施設所管課間の調整を行う体制を整備する。

また、窓口において、各種情報の提供や、指定管理施設における市民サービス向上につながった先進事例などを紹介するセミナーを行うことにより、市内中小企業等の指定管理者制度への理解促進を図るとともに、積極的な参入を促す取組みを行う。

実施時期 準備が整い次第速やかに適用(現行指定管理者も対象とする)

3 その他の取り組み

制度検証の結果、取り組むべきことが判明したその他の事項への対応を行うもの。

(9) 公金の取扱事務を効率化

指定管理者の事務負担軽減と事務効率化のため、会計規則の見直しを行い、あわせて行政の事務手続き負担の軽減を図る。

(見直しイメージ)

現行ルール	見直し後
収納金は、原則、即日払い込み	特別の事情があると認められるものは、あらかじめ会計管理者の承認を得たうえで、数日分を取りまとめて払い込むことができる

実施時期 準備が整い次第速やかに適用（現行指定管理者も対象とする）

(10) 運営実績を評価に連動（不正行為へのペナルティなど）

期中の不正行為などによるペナルティを次期選定時に的確に反映するため、実績評価が低評価の場合、選定時の審査で減点を行う。また、指定管理者による各種提案の実施状況や民間投資・収益還元が適切に実績評価に反映されるよう、実績評価の一部見直しを行う。

さらに、管理運営状況を誰もが確認できるよう事業報告書をホームページ上で公開するなど、よりオープンな指定管理者制度の運用を図る。

(選定時の減点のイメージ)

実績評価	選定時の審査
E評価（50点未満）	総合得点から15点減点する
D評価（50～59点）	総合得点から10点減点する

実施時期 R6年度に公募する次期指定管理者から適用